別表第三　採用試験の受験資格（第八条関係）

（略）	（略）	（略）

別表第三　採用試験の受験資格（第八条関係）

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	受験資格
国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）	全ての区分試験	第十九条の規定により告知された当該採用試験の第二十四条に規定する最終の合格者を発表する日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）（以下「試験年度」という。）の四月一日における年齢が三十歳未満の者で次に掲げるもの イ　大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び試験年度の三月までに大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了する見込みの者 ロ　人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者

別表第三　採用試験の受験資格（第八条関係）

農業科学・水産 農業農村工学 森林・自然環境	（略）	（略）
法務	基礎能力試験、政策課題討議試験、人物試験及び英語試験	

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	受験資格
国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）	行政 人間科学 デジタル 工学 数理科学・物理・地球科学 化学・生物・薬学 農業科学・水産 農業農村工学 森林・自然環境	一　第十九条の規定により告知された当該採用試験の第二十四条に規定する最終の合格者を発表する日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）（以下「試験年度」という。）の四月一日における年齢が三十歳未満の者で次に掲げるもの イ　大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び試験年度の三月までに大学院の修士課程又は専門職大学院の課程を修了する見込みの者 ロ　人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者
	法務	二　試験年度の四月一日における年齢が三十歳未満の者で次に掲げるもの イ　法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的